

平成30年9月20日

建築士事務所 開設者 殿
建築士事務所 所属建築士 殿

(一社)鹿児島県建築士事務所協会
会長 古川 稔
(公印省略)

平成30年度第三期「建築士定期講習」の実施について(ご案内) ～ 鹿屋市会場 追加講習 ～

建築士法により、建築士事務所に所属する全ての建築士を対象にした定期講習制度が創設され、3年ごとに受講修了することが義務づけられています。

今年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)は平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に受講修了された方が対象になります。

このため協会では、平成30年度第三期「建築士定期講習」を開催しますので、是非ともご受講いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、詳細は(公財)建築技術教育普及センターHP(<http://www.jaeic.or.jp/>)をご参照下さい。

記

受講申込について

申込書配布

対象になる方には4月上旬、(公財)建築技術教育普及センターよりデータが印字された申込書(自署にて氏名記入などが必要)が自宅住所に送付されてきています。

送付されてきていない方は各自入手していただく必要があります。

配布場所 配布期間

(一社)鹿児島県建築士事務所協会／事務局
現在～**10月26日(金)** 土曜日・日曜日・祝日は配布いたしません。
(但し、配布予定数に達し次第、配布を終了いたします。)
※(公財)建築技術教育普及センターHPよりダウンロードすることもできます。

申込受付

原則、申込み期間内に受講予定者本人による持参での手続きになります。

受付場所 受付期間

(一社)鹿児島県建築士事務所協会／事務局
現在～**10月26日(金)** 土曜日・日曜日・祝日は受付いたしません。
※但し、定員に達し次第、受付を終了いたします。

平成26年度講習より、受講料が**12,960円(税込)**に改定されました。

講習会について

日時 平成30年12月5日(水) 9時00分～18時00分
会場 鹿屋市中央公民館 (DVD講習)
定員 40名

問い合わせ先

一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会
〒890-0055 鹿児島市上荒田町29-33
話 099-251-9887 FAX 099-251-9871

以上

(裏面もお読み下さい。)

平成30年度 一級/二級/木造建築士定期講習(法定講習)についてのお知らせ
～建築士法第22条の2に基づく講習～

講習実施団体：(一社)鹿児島県建築士事務所協会
登録講習機関：(公財)建築技術教育普及センター

平成20年11月28日に施行された新建築士法により、次のとおりとなっています。

○建築士事務所に所属するすべての建築士(一級・二級・木造)



3年ごとに定期的に受講修了しなければなりません。

※平成30年度は**平成27年度(H27/4/1～H28/3/31)に受講された方が対象**になります。

なお、本講習会については

○鹿児島県へ提出が義務づけられている書類

「建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書」
(決算後、3ヶ月以内に提出) 第三面「所属建築士名簿」の「建築士法
第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを
受けた年月日」欄に受講修了年月日を記入し、報告しなければなりません。

○鹿児島市など、建築確認申請提出窓口の市町村等において
建築確認申請時に申請書に記載されている設計者の受講状況確認が
行われており、受講修了証の原本提示などが求められています。

○国土交通省が本定期講習未受講者に対し戒告処分したことを発表して
います。

これは、建築士事務所に所属した一級建築士であって、建築士法の規
定による一級建築士定期講習(本講習)を受講していなかったこと
による措置です。

また、二級・木造建築士へも厳しい処分を行うことが検討されてい
ます。

※講習会に関する詳細は(公財)建築技術教育普及センターのホームページを参照下さい。

なお、それぞれの受付予定日の前より、同ホームページで講習開催予定や受付実施予定を確認し、
受講申込手続きに備えてください。

(裏面もお読み下さい。)